

鳥取労働局発表  
令和6年11月19日(火)

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室  
室長 中塚 隆  
室長補佐 市村 英二  
電話 0857-29-1705

鳥取県特定(産業別)最低賃金を改正  
～電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金を57円引上げ～

鳥取労働局長(平川 雅浩)は、鳥取地方最低賃金審議会(会長:佐藤 匡)から「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に係る最低賃金の引上げについて答申を受け、答申どおり時間額906円を57円引上げ、963円に改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。新しい特定(産業別)最低賃金は、本年12月19日(木)から発効します。

また、鳥取労働局では、改正後の特定(産業別)最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保に取り組むとともに、中小企業・小規模事業場の賃金引上げの支援を行ってまいります。

特定(産業別)最低賃金 対象産業	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機 械器具製造業	963	57	6.29	令和6年11月19日	令和6年12月19日

- 鳥取県特定(産業別)最低賃金は、本年10月5日から鳥取県最低賃金957円が適用されています。
- 各種商品小売業については、令和6年度の改正はありません。

(参考)

鳥取県最低賃金	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
	957	57	6.33	令和6年9月5日	令和6年10月5日

1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の推移について

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額	809円	825円	859円	906円	963円
引上げ額	2円	16円	34円	47円	57円
引上げ率	0.25%	1.98%	4.12%	5.47%	6.29%
発効日	令和2年12月30日	令和3年12月17日	令和4年12月17日	令和5年12月17日	令和6年12月19日

## 2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

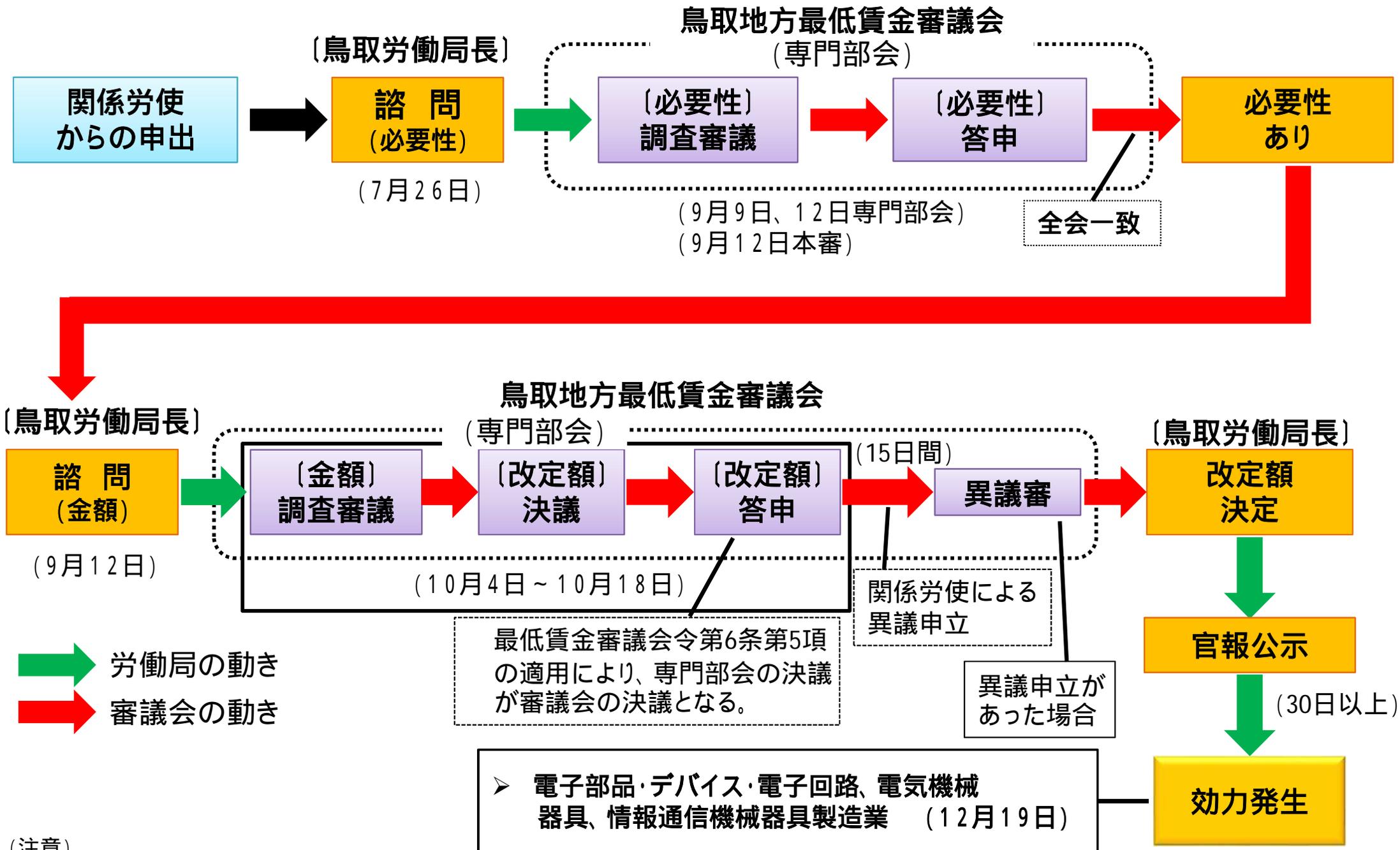
「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

### ○別添資料

別添1 令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金の決定・改正までの過程

別添2 最低賃金引上げの支援策（業務改善助成金、キャリアアップ助成金のご案内）

# 令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金の決定・改正までの過程



 労働局の動き  
 審議会の動き

(注意)  
 ・日付は本年度の日程である。  
 ・鳥取地方最低賃金審議会では専門部会を開催して必要性の審議を行っている。



# 最低賃金引上げの支援策



～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

## キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）  
1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

